

子発0401第5号
令和2年4月1日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「都道府県社会的養育推進計画」について

都道府県社会的養育推進計画については、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（平成30年7月6日子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「策定要領」という。）をお示しし、令和2年度から開始する計画の策定をお願いしてきたところであります。

この計画は、数値目標等とともに、「子どもの権利擁護」、「市町村の体制整備」、「里親等委託の推進」、「特別養子縁組の推進」、「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」、「一時保護改革」、「自立支援の推進」、「児童相談所の強化」といった各般の取組を具体的に盛り込むものとなっています。各都道府県におかれては、計画に盛り込んだこれらの具体的取組を遅滞なく精力的に進めていただくようお願いいたします。

今回の計画の策定は、平成28年の児童福祉法改正により明記された「子どもが権利の主体であること」や、子どもができる限り家庭に近い環境で養育を受けられるようにする「家庭養育優先原則」について、各都道府県においてそれらの具体化のための抜本的な改革を行う上での重要な位置付けを有しています。

当職としても、各都道府県の計画策定を支援すべく、これまで、対面でのヒアリングや助言、様々な取組事例の周知、財政支援措置の拡充などを行ってきたところです。しかし、各都道府県の里親等委託率の目標については、国で掲げる目標に近いものから、現状水準にとどまるものまで、かなりのばらつきがある状況です。策定要領にもお示したとおり、これまでの地域の実情は踏まえつつも、「子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべき」であり、このような状況は看過し難いものと考えています。

特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則としています。策定要領における国の数値目標は、この点を踏まえて設定したものとなっています。

保護者や国とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を持つ主体の一つである都道府県におかれても、今一度、児童福祉法における「家庭養育優先原則」の趣旨とこれを踏まえた国の数値目標、並びに本計画策定の意義を十分に御認識いただきたく存じます。

国においては、里親等委託の推進に関し、今後、各都道府県の数値目標等をまとめて公表するとともに、それぞれの取組を丁寧に精査することとしています。その結果も踏まえつつ、都道府県に対し、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組をお願いするとともに、このような取組による里親等委託率の目標値の引上げに関しても先に述べたとおり「家庭養育優先原則」の趣旨に鑑み個別に助言することとしていますので、予めご承知置き願います。

なお、本通知の位置付けは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言となっています。